

## 参 考 资 料



## 用語集

### あ=====

#### 維管束植物

維管束と呼ばれる通道組織を有する植物の総称で、具体的には、シダ植物および種子植物（裸子植物、被子植物）をいい、菌類、藻類、コケ類などと区別されます。

維管束とは、水分や根から吸上げた無機養分の通路となる「木部」と、葉で光合成した有機養分の通路となる「師（ふるい）部」とを合わせた組織で、木部は道管または仮道管、木部繊維、木部組織などから、また師部は師管、師部繊維、師部柔組織などから構成されます。

#### 遺伝的攪乱

ある種の個体や種子、卵などを外国や国内他地域から持ち込むことによって、持ち込まれた地域に生育・生息する在来の近縁種あるいは同種との交配が起こり、その地域の種特有の遺伝子が喪失すること。

#### エコアップ

自然環境が衰退した地域の生物的環境を改善していくこと。

#### エコツーリズム

ツーリズム（旅行・旅）の形態の一種で、自然環境の観察や体験を伴います。原生自然的な体験だけでなく、里山的二次自然への体験、学習も含み、近年では地域の歴史・暮らし文化の体験、学習も含める場合もあります。

#### オーバーユース

登山者が山岳地の環境に及ぼす影響。オーバーユース（過剰利用）とは、その山の自然環境や利用者の体験に、回復不能な影響を生じさせるほど利用者の数が多すぎることを指します。

### か=====

#### 外来種

過去あるいは現在の自然分布域外に導入された種、亜種、それ以下の分類群であり、生存し、繁殖することができるあらゆる器官、配偶子、種子、卵、無性的繁殖子を含みます。導入年代のはっきりしないものについては、おおむね明治時代以降に導入されたと推定されるものを対象としています。

#### 神奈川地域森林計画

地域森林計画は、森林法第5条の規定に基づき、全国森林計画に即して、知事が民有林（私有林および公有林）の森林整備等の目標について、森林計画区別に5年ごとにたてる10年を1期とする計画です。

神奈川県では、全県を1区とする神奈川計画区内の民有林について、2002年度に「神奈川地域森林計画」を策定しています。

#### 神奈川みどり計画

みどりの量とともに質的な確保に取り組み、生物多様性を保全し、みどり豊かなかながわを実現することを目指して、「かながわ新みどり計画」など、みどりにかかわる既存の3計画を統合して、神奈川県が2006年3月に策定した計画です。

県域を自然条件や土地利用等の特性から9つの「緑化域」に分け、みどりの保全・再生・創出を推進するとともに、緑化域相互の連携を図り、広域的な水とみどりのネットワークを形成することとしています。

#### かながわ水源環境保全・再生施策大綱

神奈川県が、2005年11月に策定した施策大綱。

将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定的確保を目指すため、県外上流域を含めたダム上流域を中心に、河川水及び地下水の取水地点の集水域全体（水源保全地域）で、森林、河川、地下水の保全・再生や水源環境の負荷軽減など、総合的な施策を推進することとしています。

## かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画

神奈川県が、「かながわ水源環境保全・再生の施策大綱」に基づき、水源環境保全・再生の取組を効果的かつ着実に推進するために策定した実行5か年計画。

20年間の第1期（2007～2011年度）の5年間に充実・強化して取り組む特別の対策について明らかにしています。

## 環境学習・教育

環境や環境問題に対する興味・関心を高め、必要な知識を与えるために行われる教育活動のこと。人間の全体に関わる問題として、学校以外でも様々な活動が行われています。

## 環境指標

環境の状況や環境対策の現状を測るものさしのこと。

## 環境配慮型山岳トイレ

水洗トイレの建設や尿尿処理に必要な輸送手段・電気・水の確保が難しい山岳地に対応する環境負荷の少ない尿尿処理方式を備えたトイレ。多様な方式があります。

## 環境要素

大気環境、水環境、土壌環境、植物・動物・生態系、人との関わり方など様々な環境の要素。

## 管理ユニット

地形や植生を考慮してシカ保護管理区域を56に分割した区画。

ユニット毎に情報を収集することで、地域特性に対応したきめ細かい保護管理事業を行うことが期待されます。

## 希少種

個体数を減少させる圧迫要因は作用していないにも関わらず、個体数が特に少ない種をいいますが、一般に絶滅危惧種や減少種、稀産種等を含め

ていうこともあります。

## 協働事業

複数の主体が、目標を共有し、ともに力を合わせて行う事業を指します。

## 溪畔林

河川上流の溪流の狭い谷底および隣接する谷壁斜面に成立する森林群集、水域と相互に影響し合いながら成立しています。

水域から陸域への連続性、さらに源流部から下流へ連続河川周辺の森林のうち、上流の狭い谷底や斜面にあるものを「溪畔林」、下流の氾濫原（洪水時に氾濫水に覆われる土地）にあるものを「河畔林」という。溪畔林にはサワグルミ、フサザクラなどが生育します。

## 広域獣害防止柵

野生動物による農作物や生活への被害の軽減を図るため、人の生活圏とシカやサル等の生息圏を分離する目的で広域にわたる森林の外縁部に設置されている柵。

神奈川県が市町村の協力を得て設置を進め、丹沢大山では、2002年度から2004年度までに合計約80kmの柵が設置されています。

## （森林の）公益的機能

森林が、木材などの生産のほかにも持つ多面的な機能。

渇水や洪水を緩和し良質な水を育む水源かん養機能、山地災害の防止機能、気象緩和や騒音防止など生活環境保全機能、レクリエーションの場の提供、教育の場の提供、野生鳥獣の生息の場などの保健文化機能などがあります。

## 光化学オキシダント

窒素酸化物や炭化水素等の大気中の汚染物質が太陽光に照射されて起こる光化学反応によって二次的に生成されるオゾン、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）等の酸性化物質の総称。

## 荒廃林

人工林において間伐などが行き届かず、過密となって森林の様相が壊れたもの。

## 国定公園

国立公園に準ずる自然の風景地を保護し、自然とのふれあいを増進するため指定された自然公園。自然環境を改変する各種の行為が要許可行為として規制されており、また、自然とのふれあいの場として各種の利用施設が整備されています。自然公園法（1957）に基づき環境大臣が指定し（法第5条）、公園計画を決定する（法第7条）が、許認可（行為許可等）をはじめとする管理は、都道府県が行うこととされています（法第13条）。

丹沢大山地域は、その中心部が1965年に国定公園に指定されています。

## さ 採食圧

シカ等の採食行動により、植生が退行することなど、森林や草地に与える影響力（プレッシャー）のこと。

## 里地・里山

丹沢大山自然再生基本構想では、おおむね標高300m以下の山際の集落と周辺の山林、農地等を要素とする景観域を「里山（里地・里山）域」として設定しています。

近年、里山や里地に対する市民の関心が高まってきたことに伴って使われるようになった言葉で、統一的な定義は、現在のところないとされています。

## 摂食圧

幼虫時代にブナの葉を摂食するブナハバチが、毎年大発生を繰り返し、激しい摂食行動を行うことにより、ブナが衰弱・枯死に至ると指摘されています。そのブナに与える影響力（プレッシャー）のこと。

## 残積地

残積または残積土のある場所を指します。

残積とは、地質学で言う第3紀（約6500万年前200万年前）、あるいはそれよりも古い時代の岩石が風化して出来た土壌のことで、山地や丘陵地の頂上部の斜面の地形に存在し、残積土という場合もあります。

## シカ保護管理

保護管理事業とは、特定鳥獣保護管理計画の目標を達成するための施策として、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策などの多岐にわたる事業を多様な事業主体との連携や協力を図りつつ総合的・体系的に実施するものをいいます。

## 自然環境情報ステーション（e-tanzawa）

デジタル化された地図（地形）データと、統計データや位置の持つ属性情報などの位置に関連したデータとを、統合的に扱う情報システム。

丹沢大山総合調査における各調査データをはじめ、他の調査や保全対策に関する情報など、自然再生事業に不可欠な様々な情報をデータベースとして蓄積し、情報発信と情報共有を図るとともにモニタリングと総合解析、県民協働のためのコミュニケーションを支援します。

## 自然環境保全センター

神奈川県環境農政部に属する行政機関で、丹沢大山保全計画の総合的な推進を図るとともに、緑関連施策の効果的な展開や森林などの自然環境の保全再生に関する事業を実施しています。

2000年4月に、自然保護センター、箱根自然公園管理事務所、丹沢大山自然公園管理事務所、森林研究所、県有林事務所を統合して設立されました。

## 自然公園

自然公園法が定める自然公園には、国立公園、国定公園、都道府県自然公園の3種類があります。国立公園は日本を代表する自然の風景地であり、

国が指定し管理します。都道府県立自然公園は都道府県を代表する自然の風景地で、都道府県が指定し管理する公園です。→国定公園。

### 自然再生推進法

過去に損なわれた自然環境を取り戻すため、行政機関、地域住民、NPO、専門家等多様な主体の参加により行われる自然環境の保全、再生、創出等の自然再生事業を推進するため、2002年12月議員立法により制定された法律です。

所管は環境省、農林水産省、国土交通省。

自然再生の基本理念として多様な主体の連携、科学的知見やモニタリングの必要性、自然環境学習の場としての活用等が定められており、また、自然再生を総合的に推進するため「自然再生基本方針」を定めることとされています。

このほか、自然再生事業の実施にあたっては、関係する各主体を構成員とする「自然再生協議会」を設置することや「自然再生事業実施計画」を事業主体が作成すること等が定められています。

### 植生保護柵

森林や草原などを動物や人が入れないように柵で囲み、採食や踏みつけによる植物の衰退を防止して、自然植生の回復を図るために設置する柵。丹沢大山では、ニホンジカの採食によって植物の減少や種類の変化が生じていることから、丹沢大山保全計画に基づく保全対策事業の一環として、主稜線部のブナ林域を中心に植生保護柵を設置しています。

柵の構造は、シカによる農林業被害を防止するための柵とほぼ同じで、高さ1.8m、一辺40mの方形を標準としていますが、現地の地形や樹木の配置などに合わせて設置するため、形や大きさはさまざまです。

丹沢大山保全計画では、2006年度までに国定公園の特別保護地区のうちの175haを柵で囲むこととしており、1997年度から2004年度末までに合計18haの柵を設置しています。

### 植生劣化レベル

シカの累積的な採食圧による植生への影響を現地踏査し、1kmメッシュ単位で集計した結果をI～Vの5段階に区分したもの。

レベルI：シカの影響による植生の劣化は見られない

レベルII：シカの採食によるササや低木の矮性化、樹皮食いが若干みられる

レベルIII：矮性化したササや低木が目につき、不嗜好性植物や樹皮食いがみられる状態。

レベルIV：半数以上のササや低木が矮性化、または消失しており、不嗜好性植物や樹皮食いが目立つ状態。

レベルV：ほとんどのササや低木が矮性化、または消失しており、不嗜好性植物や樹皮食いが目立つ状態。

### シルト系土壌

沈泥ともいい、砂と粘土との中間の大きさをもつ碎屑物（さいせつぶつ）。

地質学では粒径1/16～1/256ミリのものをいう。シルト系土壌とは、このシルトを主成分とする土壌をいいます。

### 森林循環

緑豊かな森林（人工林）を保つために、植林→伐採のサイクルのなかで、木材を有効に活用すること。

### 水源かん養機能

森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。同時に、雨水が森林土壌を通過することにより水質が浄化される機能のこと。

### 水土（保全機能）

森林は、木材を生産するだけでなく、①洪水や濁水を緩和する機能、②土砂の流出や斜面の崩壊

を防ぐ機能、③清浄な水を供給する機能、④二酸化炭素を吸収し、固定する機能、⑤動植物の息の場を提供する機能、など、多種多様な機能を発揮しています。このうち、①、②、③をまとめて水土保持機能と呼んでいます。

### 水分ストレス

水分の欠乏、水不足が植物の成長や生理機能、栄養状態に与える（悪）影響を指します。

### 生態系

自然界に存在するすべての種は、各々が独立して存在しているのではなく、食うもの食われるものとして食物連鎖に組み込まれ、相互に影響しあって自然界のバランスを維持しています。これらの生物に加えて、それを支配している気象、土壌、地形などの環境も含めて生態系と呼びます。

互いに関連を持ちながら安定が保たれている生物界のバランスは、ひとつが乱れるとその影響が全体に及ぶだけでなく、場合によっては回復不能なほどの打撃をうけることもあります。

### 生物多様性

生物の遺伝子、種、生態系及び景観の多様さをいいます。同じ環境のもとでは、多様な生物が生息するほど生態系は健全であると考えられ、希少な種や利用価値のある種を保護するだけでなく、多様な生物が生息する環境そのものを保全することが重要であると考えられています。

### た ===== 対照流域法

地形、食性、気象条件等が類似した二つの流域で、一方に森林施業などの対策を施しながら、流域毎の流出量等を測定し、それぞれのデータの経年変化を比較・解析する調査方法。

### 卓越風

ある地域にある期間、最も頻繁に現れる風向が特定できる場合、その風向の風のこと。

### 丹沢大山自然再生委員会

丹沢大山の自然環境の保全と再生を推進するため、必要となる事項の協議を行うとともに、普及啓発事業や県民参加事業などの必要な事業を実施することを目的とする委員会。

構成メンバーは、自然環境等に関し専門的知識を有する者、NPO、マスコミ、企業、関係団体等、関係行政機関。

### 丹沢大山自然再生推進本部

丹沢大山の自然環境問題の解決を旨とした丹沢大山総合調査の調査結果に基づく政策提言を受け、丹沢大山の自然環境の保全・再生対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として設置された神奈川県庁内の会議。

副知事を本部長とし、企業庁長、企画部長、環境農政部長、商工労働部長、県土整備部長、県央・湘南・足柄上・県北の地域県政総合センター所長から構成されます。

### 丹沢大山ボランティアネットワーク

丹沢大山で自然環境にかかわる活動を実践しているボランティア団体の自主的な連携を図り行政とのパートナーシップのもとで丹沢大山の自然環境の保全に関する活動の推進を図ることを目的としたネットワーク組織。

平成18年末現在35団体が参加し、各種の保全活動や調査、広報活動などを行っており、丹沢大山総合調査でも実行委員会の公募型事業として、丹沢大山の水質調査を実施しています。

### 治山基本図

神奈川県全域で治山に資する場所を小流域毎に分割し、治山施設の配置を記述した図。

### 鳥獣保護区

鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として、「鳥獣の保護および狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）」に基づいて環境大臣又は都道府県知事が指定する区域のこと。

一般に、環境大臣が指定したものを国指定鳥獣保護区、都道府県知事が指定したものを県（都道府）指定鳥獣保護区と呼んでいます。鳥獣保護区の存続期間は20年以内と定められており、鳥獣保護区の区域内では狩猟が禁止されているほか、多様な鳥獣の生息環境を保全するために、管理および整備を行います。地権者には鳥獣保護施設が設置されることについての受認義務が生じます。

### 特定外来生物

「外来生物法」の下で生態系や人間生活に悪影響を及ぼす、あるいは及ぼすおそれがあるとして指定された外来生物のことで、卵、種子、器官なども含みます。

「外来生物法」では、輸入、飼育、栽培、保管、運搬、販売、放野、播種、植栽などが原則禁止されています。

### 特定鳥獣保護管理計画

人間の生活様式や自然環境の変化などから鳥獣の個体数が増加し、さらに狭く混み合った国土利用のなかで、人間の生活圏と鳥獣の生息域が重なるなどにより、農林業被害の拡大や自然植生など生態系への影響の拡大が見られたことから、人と野生動物との共存を図っていくことを目的として、平成11年6月に鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号。当時。）が改正され、特定鳥獣保護管理計画制度が創設されました。

この制度は、これまで規制中心だった鳥獣保護の手段に個体数の調整を加え、科学的な調査とモニタリングに基づき、生息環境の管理と、被害防除と一体となって個体群管理を行うことを制度化したものです。

神奈川県では、丹沢大山の自然植生に大きな影響を与え、また山麓での農業被害を発生させているニホンジカと、人馴れが進み農地や人家に恒常的に被害を発生させているニホンザルの2種を対象に、平成15年3月に計画を樹立しました。

### 特別保護地区

自然公園法の下で自然公園の景観を維持するために、特に必要があるときに特別地域内で指定された地域。最も規制の厳しい地域で、植物や落葉落枝、土石の採取やなどが禁止されています。

### な=====

### 西丹沢

丹沢主脈線を基準に主峰蛭ヶ岳以東を東丹沢、以西を西丹沢と呼ばれています。また、塔ノ岳周辺を表丹沢、蛭ヶ岳北側を裏丹沢(北丹沢)と呼ぶこともあります。

### 二次林

伐採や風水害、山火事などにより森林が破壊された跡に、土中に残った種子や植物体の生長などにより成立した森林。

溶岩など土壌のない地盤に森林が成立していく過程と違って、土壌が存在する場合には、初めからハンノキ類やマツ類などの陽性の樹木が成長し、長い年月をかけて、やがて陰性の樹木に置き換わり安定した森林（極相）となる。このような遷移を二次遷移と呼び、二次遷移の途中にある森林を主に二次林と呼びます。

### は=====

### ビジターセンター

自然公園内の自然情報をわかりやすく展示・解説し、来訪者が自然公園を散策する際の出発点になるための施設。丹沢大山地域には、丹沢湖ビジターセンター、秦野ビジターセンター、宮ヶ瀬ビジターセンターと西丹沢自然教室の4施設があります。

### 風衝地

山頂や尾根筋など、風が直接あたり、雪がほとんど積もらない尾根筋の立地。風が強い、土壌の凍結・融解が繰り返し起こる、れきが多く土壌が発達しない、そのため乾燥しやすいなどの特徴があります。



## 不し好性植物

草食動物がえさとして忌避する植物。

主に、アルカロイドなど毒成分が含まれているなど不快な味や匂い成分のある植物や、トゲがあるなどして草食動物の採食を免れている植物を指します。丹沢山地におけるシカの不し好性植物の例には、オオバイケイソウ、マルバダケブキ、フタリシズカ、マツカゼソウなどがあります。

## ブナハバチ

ハバチ科のヒゲナガハバチ亜科というグループに属す昆虫で、幼虫時代にブナの葉を摂食します。丹沢での大発生を期に同定したところ新属新種（新しい属に属する新しい種）として発表され、*Fagineura crenativora* と命名されました。

## ま=====

### 緑の回廊

森林生態系の構成者である野生動植物の多様性の保全には、その移動経路を確保し、生息・生育地の拡大と相互交流を促すことが必要とされています。

国有林野事業では、原始的な天然林や貴重な野生動植物の生息・生育地等を保全・管理するため、保護林を従来から設定しており、それらを相互に連結して「緑の回廊」とし、野生動植物の移動経路を確保することで、より広範かつ効果的な森林生態系の保全を図ることとしています。→生態的回廊。

## モニタリング

継続的な調査・監視を行うこと。

自然環境の保全を進める上では、科学的なデータが不可欠で、動植物やその生息環境をはじめとするさまざまな自然環境を長期的に監視することにより、各生態系の基礎的な環境情報を継続的に収集して蓄積することが重要になります。

蓄積された情報から、生物種の増減をはじめとするさまざまな自然環境の変化の兆候を早期に把握し、生物多様性の保全のための対策をとること

ができます。

このような、継続的な実態把握を行い、あらかじめ設定した目標に対して、目標と実際の状況（実績）を比較し、基準以上の差異が生じた場合には適時にアクションをとることを、モニタリングといいます。

## ら=====

### 林床植生

森林は様々な高さをもった植物の組み合わせによる多層構造であるが、林床植生はこれらのうち低木以下の階層を構成する植生をいいます。

## レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の情報をとりまとめた本。

国際自然保護連合（IUCN）が、1966年に初めて発行しました。日本では、1991年に環境庁（現・環境省）が『日本の絶滅のおそれのある野生生物』というタイトルでレッドデータブックを作成し、2000年からはその改訂版が、植物や動物の大きなグループごとに順次発行されています。

また、ほとんどの都道府県において、都道府県版のレッドデータブックを作成または作成準備中で、神奈川県においても、1995年に神奈川県立生命の星・地球博物館により「神奈川県レッドデータ生物調査報告書」が作成され、これらの情報を基に神奈川県レッドデータブックが作成されました。なお、RDBはレッドデータブック（Red Data Book）の略。→レッドリスト。

## 丹沢大山総合調査実行委員会政策提言

# 次世代へ健全な丹沢大山を引き継ぐために

### －自然再生への政策提言－

丹沢大山はかけがえのない貴重な自然で、わたしたちが失ってはならない社会的共通資本です。その自然と地域社会を守り、あるいは修復して次世代へ引き継ぐことは、わたしたちの世代に課せられた責任です。

現在は傷つき、病んでいます。しかし、過去2年間の総合調査により現状がわかり、めざすべき目標と再生の方法が明らかになってきました。それらの結果をまとめ、これからの政策立案の基盤として役立つよう提言します。

### 傷つき、病んでいる丹沢大山の現状　－総合調査で明らかになったこと－

丹沢大山総合調査実行委員会は500名余にのぼる専門家とボランティアの参加により、2004年から2カ年にわたる学際的調査を実施しました。その結果、多くの人々から親しまれ、また、神奈川県民の水源地域である丹沢大山の自然は、このままでは取り返しのつかない状態になることが明らかになりました。

土砂が流れ、水や大気は汚れ、樹木は枯れ、草は少なくなり、植林地は荒れています。シカは痩せ細り、鳥や魚や昆虫の生活は乱れています。生態系がくずれています。地域の過疎化が進む一方で、登山者の集中過密化が生じて管理が行き届かず、人と自然とが共生できたかつての景観は消えています。それらには人間社会の活動が強くかかわっています。

### まとめられた診断書と処方箋－丹沢大山自然再生基本構想の完成－

丹沢大山の損なわれた自然を回復させるためには、これまでの保全対策の強化に加えて、地域社会が積極的に戦略的な自然再生の処方箋を実行していく必要があるとの結論に達しました。すなわち、自然再生の基本的な方向と新たな仕組みを示した診断書と処方箋である「丹沢大山自然再生基本構想」がまとめられました。自然再生のための8つの課題と6つの基本原則と3つの手法を示し、各景観域および全体の再生目標をめざして自然再生事業の方向付けをしています。8つの課題とはブナ林再生、人工林再生、地域自立、溪流生態系再生、シカの保護・管理、希少動植物の再生、外来種除去、自然公園管理です。6つの基本原則とは流域一貫、統合的管理、順応的管理、参加型管理、景観域を単位とした管理、情報公開の原則です。3つの再生手法とは受動的、能動的、活用的再生手法です。

## 時代をリードする画期的な自然再生事業を—全国に先駆ける神奈川の挑戦—

この丹沢大山自然再生基本構想に基づいて自然再生事業が実施されれば、地方自治体の主体的な取組としては、わが国で最大規模となります。また、全国的にも特徴のある、森林と河川の両面から事業を展開する「かながわ水源環境保全・再生施策」と密接不可分な関係にあります。丹沢大山にかかわるすべての施策を、自然再生型に転換していこうという画期的な試みでもあります。

### 重要な5つの提言—緊急な対応が求められる具体策—

傷ついた丹沢大山を再生させるために、基本構想の中でもとくに重要な次の5項目の対策を県はすみやかに実行されるよう、提案します。

#### 1 県民参加による保全計画の改定

基本構想をふまえ、県民参加により丹沢大山保全計画を改定し、実行すること。

#### 2 自然再生委員会の設置

自然再生事業をすすめる協議機関として、多様な主体が参画・設置する「自然再生委員会」において、県はその中心的役割を担うこと。

- 1) 自然再生委員会には「専門部会」等を設置し、モニタリングに基づいて総合解析を実施する。
- 2) 自然再生委員会が諸事業を継続的かつ独立性をもって実施するために、財政的基盤を多様な主体の協力により整備する。

#### 3 自然再生推進本部の設置と自然環境保全センターの拡充強化

丹沢大山の自然再生を全庁的な取組とするために、「丹沢大山自然再生推進本部」を設置すること。そして自然環境保全センターについては、自然再生の中核的かつ先導的な役割を担う機関として、人材育成、情報整備、モニタリング等の基盤整備や、緊急に事業を実施するための組織の拡充強化を図ること。

- 1) とくに、自然再生の推進に不可欠な計画策定、希少種保護、鳥獣保護管理などを担う自然再生専門スタッフおよび野生動物保護管理スタッフや、継続的な自然環境モニタリングと定期的な総合調査の実施に欠かせない情報整備専門スタッフを確保し予算措置する。
- 2) 県民の自然再生への関心を高め、また、これからの自然再生を担う人材を育成するために環境教育や情報発信を積極的に実施する。

#### 4 モニタリングと総合解析に基づく事業の見直し

生態系という不確実な対象を相手にする自然再生事業にとって、モニタリングは必須である。継続的なモニタリングと総合解析の実施に基づき事業の見直しを行うこと。

#### 5 特定課題の対策および統合再生流域における事業の推進

8つの特定課題に対応する重要な対策を推進すること。自然再生を効果的、効率的に展開するため、複数の緊急的な対策が重複する地域に統合再生流域を設定し、そこでは地域の実情に応じて、統合的な自然再生事業を各事業主体が連携し協力してすすめること。

- 1) 生き物を主軸とした生きもの統合再生流域のうち、山北町の大又沢や檜洞沢などの比較的良好な自然が残されている地域では、柵などによる天然更新の保護、希少種などの保護には立ち入り規制、溪畔林や生きもの保存などの受動的な再生手法を主体とした対策を統合的にすすめる。
- 2) また、この統合再生流域のうち、清川村の塩水川や本谷川流域などの自然の劣化が進み積極的な自然再生が求められる地域では、ブナなどの植栽、シカの個体数調整、荒廃人工林の整備や自然林への転換、溪畔林の整備や生きもの再生などの能動的な再生手法を主体とした対策を統合的にすすめる。
- 3) 自然資源の持続的利用（なりわい）を主軸としたなりわい統合再生流域のうち、愛川町半原や相模原市津久井町青根などの自然劣化が進み自然資源の活用に悪影響を及ぼしている地域では、荒廃人工林の整備、溪畔林再生、鳥獣総合対策などの能動的な再生手法を主体とした対策を統合的にすすめる。
- 4) また、この統合再生流域のうち、伊勢原市の大山一帯や厚木市の七沢などの地域資源を活用した自然再生が可能な場所では、人工林の資源、文化遺産や自然資源を持続的・循環的に利用するなどの活用的な再生手法を主体とした対策を地域と協力して統合的にすすめる。
- 5) 水土再生を実現する観点から、これらの自然再生事業を水源環境保全施策と緊密に連携しながらすすめ、他の水源環境保全エリアにも同様な取組をすすめる。

## 「環境再生の世紀」の実現へー県民と行政との協働ー

これらの提言の確実な実行が丹沢大山を再生させ、県民の生活環境を守ることとなります。継続した取組が必要であり、この総合調査にかかわった私たちは今後とも積極的に参加し、努力をおしみます。「環境再生の世紀」の実現の目標をかかげて、その実践を丹沢大山から発信するために、県民と行政との協働の実現に不退転の決意で取り組みます。

平成18年7月30日

神奈川県知事 松沢成文様

丹沢大山総合調査実行委員会  
委員長 新堀豊彦



## 丹沢大山保全計画 改定経緯

平成 18 年(2006 年)

- 7 月 30 日 丹沢大山自然再生シンポジウム … 政策提言の発表
- 8 月 30 日 神奈川県自然環境保全審議会(第 2 回) … 政策提言概要の報告

### <基本的考え方の整理>

- 9 月 5 日 丹沢大山保全対策推進会議(第 5 回) … 計画の基本的考え方についての調整
- 9 月 22 日 同 作業部会(第 3 回) … ブナ、人工林、シカ対策検討
- 9 月 26 日 同 作業部会(第 4 回) … 地域の自立的再生、公園利用検討
- 10 月 24 日 丹沢大山自然再生委員会設立 … 自然再生のための協議機関設立
- 同 事業計画・評価専門部会設置 … 計画の基本的考え方

### <計画骨子案>

- 10 月 27 日 丹沢大山保全対策推進会議(第 6 回) … 計画骨子案の審議
- 11 月 6 日 自然再生委員会事業計画・評価専門部会 … 計画骨子案の審議
- 11 月 14 日 丹沢大山自然再生推進本部 … 設置、計画骨子案説明

### <計画素案>

- 11 月 15 日 丹沢大山保全・再生施策市町村説明会 … 計画骨子案説明
- 11 月 20 日 自然再生委員会事業計画・評価専門部会 … 計画素案の審議
- 11 月 22 日 丹沢大山保全対策推進会議(第 7 回) … 計画素案の審議
- 11 月 27 日 丹沢大山自然再生委員会(第 2 回) … 計画素案の説明
- 12 月 22 日 計画素案県民意見募集(12/22~1/22) … 計画素案の意見募集

平成 19 年(2007 年)

- 1 月 10 日 自然再生委員会主催自然再生セミナー(1) … 計画素案説明
- 1 月 15 日 自然再生委員会主催自然再生セミナー(2) … 計画素案説明

### <計画案>

- 1 月 30 日 丹沢大山保全対策推進会議(第 8 回) … 計画案の審議
- 2 月 1 日 丹沢大山自然再生委員会(第 3 回) … 計画案の説明
- 2 月 7 日 丹沢大山自然再生推進本部(第 2 回) … 計画案の決定
- 2 月 9 日 神奈川県自然環境保全審議会(第 3 回) … 計画案の報告



